

1. 背景 ～医療福祉拠点構想について～

1-1. 現状

(1) 医療福祉について

- 令和27年(2045年)には、高齢者人口が最大となる見込み
- 高齢化の進展への対応として、医療や介護が必要になっても、自宅等住み慣れた生活の場で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けるためのサービス提供体制が必要
- このためには、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護支援専門員をはじめとする医療福祉専門職がチームで医療・福祉サービスを提供することが不可欠

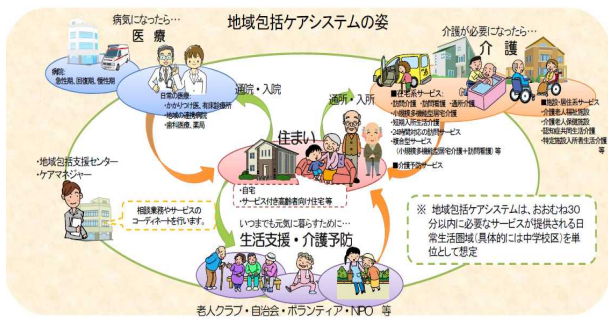
(2) 健康危機管理事案について

- 健康危機管理事案のうち新型コロナウイルスへの対応については、保健・医療提供体制が逼迫した状況もあったものの必要な体制を確保
- 健康危機管理事案は感染症以外にも自然災害・毒物劇物・食中毒等に起因するものがあり、公衆衛生の確保の観点から対応が必要

1-2. 抱える課題

(1) 医療福祉について

- 地域包括ケアシステムの構築が求められるなかで、医療・介護・福祉に携わる多職種が円滑かつ効果的に連携するために、顔の見える関係づくりに資する県域の医療福祉の拠点が必要
- 公共的団体等を集約する施設として役割を果たしている滋賀県厚生会館は、竣工後50年以上が経過しており、入居団体の一部が医療福祉拠点へ移転することを踏まえると、建物のあり方について検討が必要



(厚生労働省ホームページ「社会保障制度改革の全体像」より引用)

(2) 健康危機管理事案について

- コロナ禍において、実施の核となるコントロールセンターは危機管理センターに設置したが、新興感染症と自然災害が同時期に発生した場合には、同様の対応が困難となることが顕在化
- コロナ禍を踏まえ、外国人県民等への対応や県民への海外の感染症情報の発信等が必要

(3) 医療福祉関係に係る人材養成の必要性について

- 在宅療養・多職種連携・地域リハビリテーションの強化とそれを支える高度人材の確保や、コロナ禍を経て、離職した医療福祉専門職の掘り起こし、地域包括ケアシステム構築のための高度人材を含む人材確保といった従前からの課題が顕在化
- 新たに人材養成課程を設け、医療福祉人材の質的・量的確保に取り組む必要
- 養成機関の県内設置により、人材の県外流出を食い止め、新規就業者数に直接つなげる必要
- (仮称) 第二大津合同庁舎に入居する関係団体との連携により、県内施設における人材確保や人材養成における相乗効果の発揮が必要
- 医療福祉拠点に設置が望まれる人材養成課程は次の3つ

(リハビリテーション専門職にかかる大学院)

- 公衆衛生の視点を持つ技能は、大学や専門学校の課程で身に着けるのは限界があり、養成課程卒業後の経験と大学院等での学びにより習得可
- 県内にはリハビリテーション専門職にかかる大学院は存在せず、地域で実践・先導できる公衆衛生の視点に基づいた実践スキルを習得した人材を輩出できる大学院の設置が必要

(看護職にかかる大学)

- 将来推計における不足数が大きく、既存の養成機関のみでは養成数が不足。県内から県内の3年課程養成所に進学した者では9割以上、県内大学に進学した者では7割以上が県内で就職する一方、県外に進学した者は、約半数が県外で就職
- 学生の大学志向を踏まえて、県外流出を食い止めるために新たに大学の養成課程が必要

(歯科衛生士にかかる養成課程)

- 県内に養成課程は総合保健専門学校のためのため、県内高校卒業生の6割強が県外進学となり、そのうち半数近くが県外に就職
- 現場からも県内での人材養成を求める声が強くなり、新たな養成課程が必要

1-3. 医療福祉拠点構想

- 「医療福祉拠点構想」とは、県庁周辺の県有地利活用の観点、高齢化の進展と人口の減少を見据えた医療福祉の連携強化および人材確保・養成等の観点から、県庁西側の一団の県有地を活用して**医療福祉センター機能、医療福祉関係の人材養成機能を有し県庁周辺の賑わいを創出する医療福祉拠点を整備しようとするもの**
- 医療福祉センター機能は県が主体となって整備
- 医療福祉関係の人材養成機能は民間活力を活用して実現
- 県庁周辺の賑わい創出は医療福祉拠点の整備用地全体の土地の利用条件とし、それぞれの機能や整備主体の連携を通じて相乗した効果が発揮できるよう配慮

	医療福祉拠点の機能等	整備主体	期待される効果
①	医療福祉センター機能	滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> 連携強化・人材育成機能 情報発信・交流機能 災害等危機管理時における多職種間連携 多団体が集約した事務所機能 健康危機管理事案発生時の司令塔機能
②	医療福祉関係の人材養成機能	民間	<ul style="list-style-type: none"> 医療福祉専門職（リハビリ専門職・看護職・歯科衛生士等）の養成機能 医療福祉専門職の復職支援機能 県民、関係団体向けの学習、情報発信、交流機能
③	県庁周辺の賑わい創出	滋賀県 民間	<ul style="list-style-type: none"> 平日昼間や休日の人通りの増加 県庁や周辺の公共空間に配慮した事業 在勤者・在住者等の利便性の向上

(参考) 想定スケジュール

- 民間事業者からの提案等により前後する可能性があります。医療福祉拠点全体としては令和9年4月までの供用開始を想定



2. (仮称)第二大津合同庁舎の方向性と整備方針

※庁舎愛称は公募により選定

【目指す姿】

(1)医療福祉推進の強化

①顔の見える関係づくり

- ・多職種連携による医療福祉サービス提供体制の推進
- ・本県における医療福祉の推進に寄与する人材の輩出

②厚生会館の機能維持

- ・令和9年度（2027年度）を目途に供用を廃止し当庁舎に移転（市町関連団体は大津合庁に移転）

(2)健康危機管理事案対応の強化

- ・コロナ禍の経験を踏まえ、新たな健康危機管理事案等が発生した際は、関係機関と連携し迅速かつ適切な対応を取ることで、県民に安全・安心を提供
- ・外国人県民等に対する多言語対応を行うほか、県民の安全な渡航を促すために、海外における健康危機管理事案等の情報の発信や相談への対応

	目指す姿実現の項目	機能	整備方針
①	多様な医療福祉専門職が集う連携強化・人材育成	・協議や研修会の開催等により連携を強化し、多職種連携の中心となる人材を育成	・小規模～大規模まで用途に応じた分割可能な会議室を整備
②	住民との双方向性を備えた情報発信・交流	・県民からの相談の受付や情報発信 ・外国人県民等の相談窓口、海外に渡航する県民に向けた健康危機管理事案等の情報発信	・相談機能の集約 ・国内外の健康危機管理事案に関する情報発信や医療福祉分野の支援活動を紹介する展示
③	災害対策における多職種間連携	・研修会の開催や共同での情報発信等による災害に備えた平常時からの連携 ・大規模な災害時等に設置される災害対策本部との緊密な連携	・迅速な復旧復興に取り組める建物の性能・機能
④	多団体が集約した事務所	・各団体が持つ専門的ノウハウ等の共有による多職種連携の基盤	・医療福祉関係団体の事務所を集約
⑤	健康危機管理事案発生時の司令塔	・平常時は健康危機管理事案全般に対する体制づくり等 ・健康危機管理事案発生時は関連業務の主導的役割、搬送調整等	・健康危機管理課執務室やコントロールセンター等の部屋の整備
⑥	パスポートセンター	・移転等による利便性の向上 ・パスポート交付等に合わせた効果的な情報発信	・妊婦、幼児連れ、障害者に配慮したファストレーンの導入 ・電子申請に対応した施設整備を検討

施設全般にわたる方針等

●木のぬくもりを感じる施設

- ・多くの来庁者が利用する場所等を中心に県産材を幅広く活用することを検討
- ・木材利用の学びの場となるよう、県内の学校で建築を学ぶ生徒等と意見交換し設計の一部等への反映を検討

●環境に配慮した施設

- ・ZEB Ready以上を目標とした場合の設備等の検討
- 災害発生時に継続して業務が行える安全・安心な施設
- ユニバーサルデザインを取り入れた人にやさしい施設
- 周辺施設と調和・連携した施設
- 旧体育文化館（武徳殿）の記憶保存



← 木材利用の例
(宮崎県防災庁舎)

旧体育文化館全景→

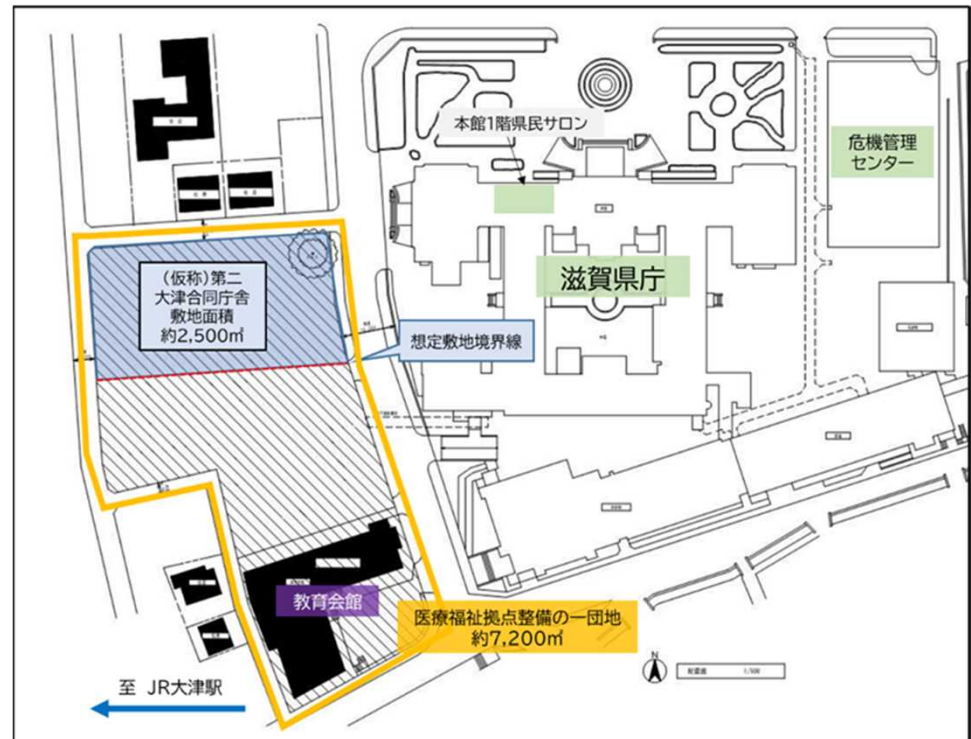


3. 施設整備計画

※整備用地、階数、平面計画等は民間事業者の提案等により変更の可能性有

【整備用地】

- ・大津市京町三丁目226-1



【断面計画(イメージ)】

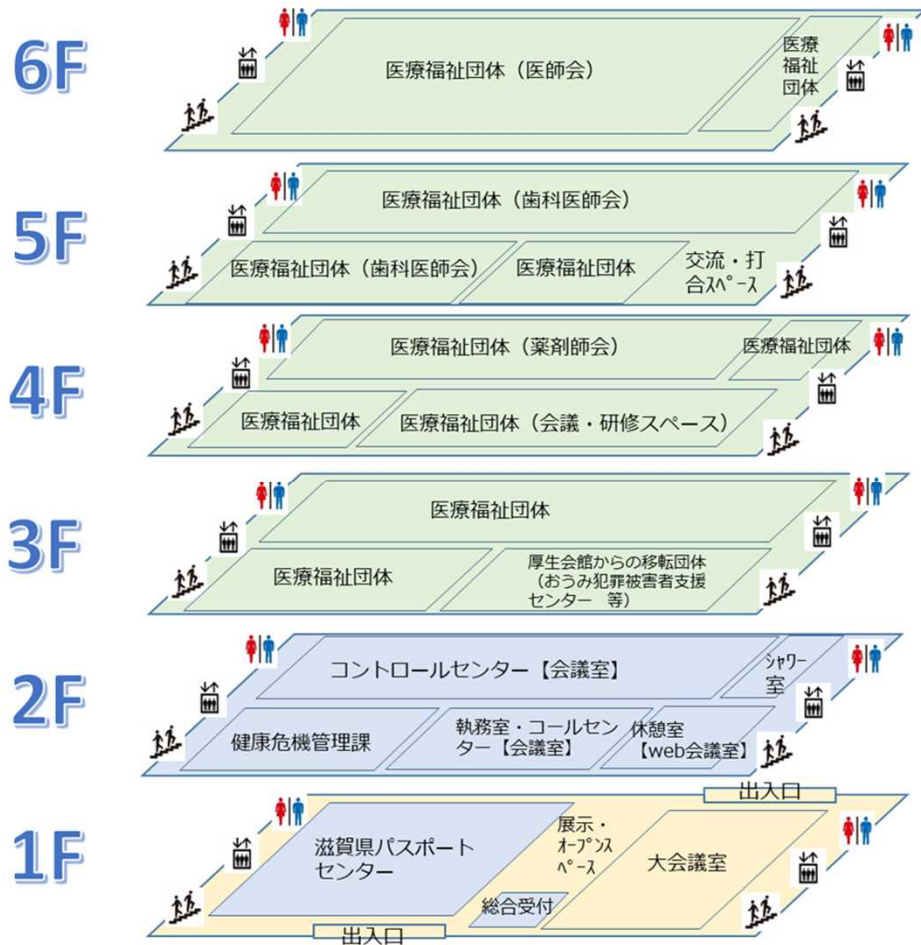
階数	フロア構成
6階	医療福祉関係団体等 (3階には相談機能をもつ団体を配置)
5階	
4階	
3階	健康危機管理課 コントロールセンター等 (平常時は会議室)
2階	
1階	大会議室、各種展示等 パスポートセンター等

3. 施設整備計画（つづき）

【平面計画(イメージ)】

- ・ 総延床面積約7,000㎡
- ・ 平常時は県が利用する会議室や県民が利用できる会議室として有効に利用
(職員へのニーズ調査を行いその結果を踏まえて設計段階で検討)

※【 】は平常時の利用形態



4. 事業計画

【整備スケジュール】

・ 令和9年(2027年)4月の供用開始を目指し、令和5年(2023年)7月から事業着手を想定



【事業手法】

・ 従来方式

【概算事業費】
・ 5.5億円程度

(参考) (仮称)第二大津合同庁舎入居予定団体等

階層	団体名等	専用面積 (㎡)	
6	1 (一社)滋賀県医師会	785	
	2 (公社)滋賀県理学療法士会	50	
	3 (一社)滋賀県作業療法士会	5	
	4 滋賀県言語聴覚士会	4	
	5 (特非)滋賀県医療情報連携ネットワーク協議会	50	
5	6 (一社)滋賀県歯科医師会 ※	600	
	7 (一社)滋賀県病院協会 ※	158	
	8 (公社)滋賀県栄養士会	30	
	9 (一社)滋賀県歯科衛生士会	10	
	10 (一社)滋賀県歯科技工士会	10	
	11 滋賀県介護支援専門員連絡協議会	20	
4	12 交流・打合せスペース	60	
	13 (公社)滋賀県臨床検査技師会	10	
	14 (公社)滋賀県診療放射線技師会	3	
	15 (公社)滋賀県臨床工学技士会	10	
	16 (一社)滋賀県薬剤師会	350	
	17 (一社)滋賀県鍼灸師会	10	
	18 (公社)滋賀県柔道整復師会	120	
	19 (一財)滋賀県遺族会 ※	60	
	20 (公財)滋賀県消防協会 ※	56	
	21 会議・研修スペース	275	
	3	22 (一社)滋賀県腎臓病患者福祉協会 ※	30
		23 (特非)滋賀県難病連絡協議会 ※	230
24 (公社)滋賀県看護協会		60	
25 滋賀県訪問看護ステーション連絡協議会		10	
26 (一社)滋賀県助産師会		30	
27 滋賀県がん患者団体連絡協議会		10	
28 (社福)滋賀県共同募金会 ※		90	
29 滋賀次世代文化芸術センター ※		32	
30 (公社)滋賀県手をつなぐ育成会 ※		50	
31 (一社)滋賀県防火保安協会連合会 ※		43	
32 (公社)おうみ犯罪被害者支援センター ※		120	
33 (公財)滋賀県国際協会		190	
2	34 健康危機管理課	167	
	35 執務室・コールセンター【会議室】	250	
	36 コントロールセンター【会議室】	340	
	37 休憩室【web会議室】	96	
	38 シャワー室	40	
1	39 総合受付	6	
	40 滋賀県パスポートセンター	450	
	41 旧体育文化館(武徳殿) 記憶保存展示	10	
	42 大会議室	375	
	43 情報発信スペース	10	
	44 オープンスペース	45	

注1「団体名等」欄の※は、厚生会館からの移転団体を示します
注2「団体名等」欄の【 】は、平常時の利用形態を示します